

# 市政に対する一般質問

市政全般にわたり11人の議員が質問(紙面の都合により1人1点のみ要旨を掲載)

## 西原交差点 右折信号設置を

大矢議員(政和会)

地域環境整備について  
県道藤沢座間厚木線(県道四二号線)と国道二四六号線が交差する西原交差点でございますが、時間帯によりまして交差点周辺が大変混雑をいたしております。これは、国道から県道に進入するときは右折車線・信号があるわけですが、県道より国道に進入するときは右折車線はありませんが、右折矢印信号がありません。したがって右折車両が多いときは直進車が進行できず、混雑するものと考えます。よって、右折信号を設置することで混雑が緩和されるもの

と考えます。信号設置につきましては、公安委員会の所管になると思いますが、改善についてのお考えをお伺いします。

さらに、藤沢座間厚木線の旧道になると思いますが、歩行者の安全性を確保するため歩道整備が進められ、かなり改善はされてきています。現在でも国道二四六号線栗原陸橋下で工事がされており、しかし、いまだに未整備のところもあるわけでございます。住宅が道路に接していて、拡幅することが難しいとは理解しますが、未整備部分の現状と今後の見通しについてお伺

いたします。  
市長 県道藤沢座間厚木線と、国道二四六号線の西原交差点は確かに早晚等、相当な右折車両が存在していることも承知しております。これは県道の管理者として、相模原土木事務所の方も警察に要望

## 職員 通勤手当の改善図れ

木村正博議員(公明党)

税の有効利用の観点から、職員への交通費支給のあり方について

一般企業の通勤者の場合、電車ならば六カ月定期券、バスならば三カ月定期券を購入するのが普通であります。しかし、市職員の通勤手当は一月単位で支給されており、社会通念から見ても変更する必要があるのでないでしょうか。

公共交通機関を利用し通勤している市職員は百二名とのことですが、小田急線を利用する場合、定期券を一月単位で購入するよりも、三カ月で五、六カ月で一〇、それぞれ割安になります。マイカー等で通勤している職員に、

一月分の定期代は支払っていないとのことなので安心致しましたが、税収が年々厳しくなる状況の中で、無駄な支出を削減するのは当然であり、どのような理由により、一月単位の支給をしているのか明らかにしていただきたいと思っております。その上で、私は行政改革の一環として、ぜひ改善を図るべきと考えますので、ご所見をお伺いいたします。

市長 税の有効活用という考え方の中で、交通費の一月単位の支給についてご質問をいただいたわけですが、通勤手当の関係につきましては基本的に納税関係に基き、人

事院規則で通勤手当について規定されております。規則第六条で運賃等相当額の算出基準として、運賃・時間・距離等の事情に照らし、定期券を使用することが最も経済的かつ合理的と認められる交通機関等を利用する区間について、

金子議員(市民の党)  
福祉と女性の施策について  
二〇〇〇年四月介護保険が導入され、そのわずか二ヶ月後にいきなり「社会福祉法」が施行されました。旧法では公的責任の主体が「国・地方公共団体等」と、明確にされていたのですが、今回の法改正では「福祉サービス」が主語となっており、公的責任が不問に付されています。そして、国・地方公共団体の役割は、ただ社会福祉事業経営者と利用者との「調整役」へと位置付けられていきました。

その後、社会保障構造改革と称して、介護保険や医療費の負担問題等まさしく改善が進められています。そんな中『選択できるサービス』と言いつつも現実には決してそうではありません。

## 公共団体の公的責任明確に

公共団体

また、介護保険低所得者対策として、保険料一部減免措置はされましたが、今後保険料の減免、あるいは利用料の減免、または助成等の考えがあるか併せてお聞き致します。

市長 社会福祉といえども基本的には、自助努力をしながら、そしてお互いに助け合いながら最終的にはやはりその部分の公助をしていくことが福祉の基本と考えています。社会福祉法の改正等の考え方、さらに社会保障というものはそつあるべきと考えています。

また、介護保険低所得者対策は、国に制度の改善をしながらしっかりと位置付けをしていただくというのが、私どもの考えであり、国に県を通して要請していきたいと思っております。

## 介護 減免制度の拡充 望む

柏木議員(日本共産党)

福祉行政について  
介護保険制度はスタート時から多くの問題を抱えていて保険料・利用料を独自に軽減

する市町村は数多くあった。本市においても低所得者対象の第一・第二段階の保険料が軽減されました。対象者は生

(五面へ続く)

## 教職員 休暇の実態は

伊澤議員(市政クラブ)

教育問題について  
教職員の各種休暇制度については、介護保険制度のスタートに関連して過去の議会において、介護休暇制度の不備や介護欠勤等、詳細にわたり質問してきており、総括的な答弁をいただいておりますが、二年を経過した中で改めて伺うものであります。

昨今、文部科学省を中心に、校長の権限強化や信賞必罰の人事管理を求めています。労働基準法は労働者に有給休暇を与えることを使用者(管理者)の義務としています。これは、憲法で保障された人間としての固有の権利であり、その休暇の行使に当たっては使用者の干渉するところではありません。労働基準法や介護保険法に基づく各種休暇制度がどう周知され、どう取得

しやすい体制が確立されたのか。とりわけ、介護休暇や介護欠勤については、制度がスタートして二年が経過し、育児休業法と同様の法律の考え方に立脚した制度であり、職業生活と家庭生活の両立に寄与することを通して福祉の増進がどう図られ、どういう取得の実態なのか。介護休暇制度の不備については、どう改善に向けて努力していただけたのか、あわせてお示しいただきたいと存じます。

岡田議員(市民の党)  
思春期保健について  
今現在、新聞等のメディアによって散見されている、十代の中絶が非常に増加しております。またそれに伴い、中絶の件数が、一九九九年の母体保護統計の報告では、二十歳未満では約四万件、これは前年度比の四千八百八十五件増となり、過去最高になっております。これに対して二十代以上は、一九五〇年からずっと減少傾向で半減しているにもかかわらず、十代の中絶が深刻化している現状に対してどの

## 性教育の必要性を問う

性教育の必要性を問う  
性教育の必要性を問う  
性教育の必要性を問う

性教育の必要性を問う  
性教育の必要性を問う  
性教育の必要性を問う